



アフィリエイト広告であっても  
景品表示法上の責任は基本的に広告主が負います。

令和5年3月28日  
生活文化スポーツ局

## アフィリエイト広告等により不当な広告を行っていた通信販売事業者2社 に対する景品表示法に基づく措置命令を行いました

※ アフィリエイト広告については次ページをご覧ください。

### 1 事業者の概要 ※同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください

- (1) ツインガーデン株式会社 法人番号：5011001121556  
設立：平成30年4月3日、代表者：代表取締役 高橋 裕也  
所在地：東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号 KDC 渋谷ビル7階
- (2) 株式会社エムアンドエム 法人番号：7010401094880  
設立：平成23年7月20日、代表者：代表取締役 帆足 拓馬  
所在地：東京都港区赤坂三丁目9番18号

### 2 不当な広告（表示）の概要

- (1) ツインガーデンは、「B. B. B（トリプルビー）」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、アフィリエイトサイト等において、別表のように表示すること等により、**あたかも、トリプルビーを摂取することで、筋肉の増加が促進され又は筋肉の減少が抑制され、代謝能力を高め太りにくく痩せやすい体質に変えることができ、運動をしなくても、顕著な痩身効果を得られるかのように示す表示等**を行っていました。
- (2) エムアンドエムは、「アンリンクル」と称する医薬部外品を一般消費者に販売するに当たり、広告代理店に制作させたウェブページにおいて、別表のように表示すること等により、**あたかも、アンリンクルを使用することで、数秒間等の極めて短い時間で、目や口の周辺等について、いわゆる美容医療と同様のシワ改善効果を得られるかのように示す表示等**を行っていました。
- (3) 知事が、2社に対して、景品表示法の規定に基づき、期間を定めて表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、両社ともに書面を提出しましたが、表示の裏付けとなる合理的な根拠とは認められないものでした。

- ▶ 1 2社は、広告代理店やアフィリエイトに作成させた広告表示の内容を十分に把握しておらず、自らの表示責任を否定していましたが、広告代理店等に広告内容の決定を委ねていた場合であっても、**基本的に景品表示法上の責任は広告主にあります。**
- ▶ 2 今回の措置命令の対象となった広告に掲載されていた体験談等には、**実際に当該商品を使用した人物の写真ではなく、写真素材販売サイトから購入したもの等、当該商品とは無関係な写真が含まれていました。**

### 3 命令の概要

- (1) 事業者が行った表示は景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- (2) 今後、同様の表示を行わないこと。
- (3) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

詳しくはこちらをご覧ください。



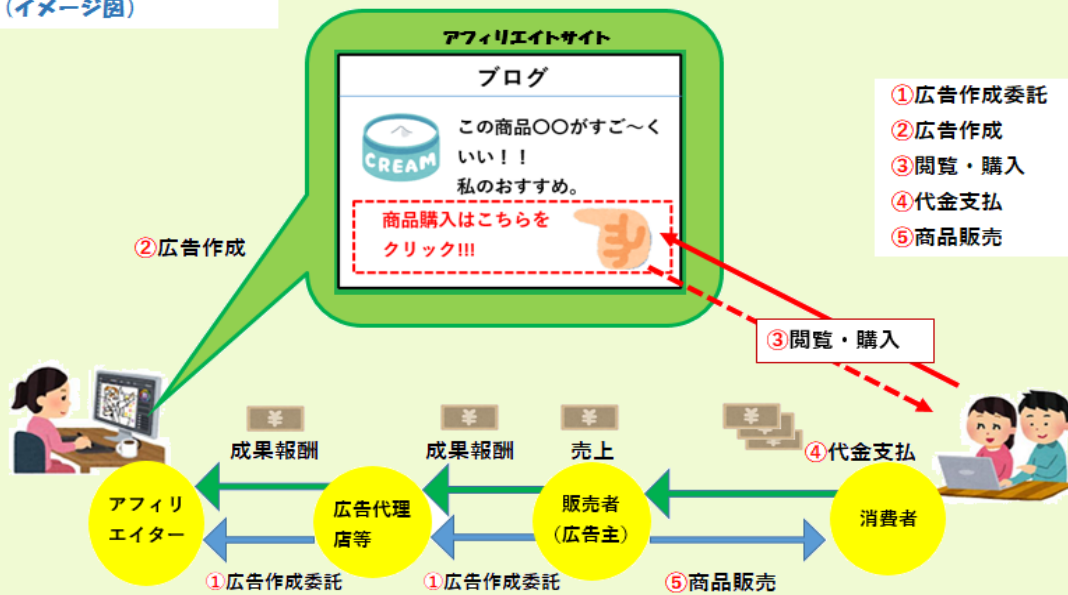
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



(問合せ先)

生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課  
電話：03-5388-3066

## アフィリエイト広告とは (イメージ図)



※ アフィリエイト広告：アフィリエイトエーターが、自ら運営するアフィリエイトサイトに広告主が販売する商品等のバナー広告等を掲載し、消費者がバナー広告等をクリックしたり、商品等を購入した場合などに、一定の条件に従って、アフィリエイトエーターに、広告主から成功報酬が支払われる仕組み

## — 消費者の皆様へ —

痩身効果やシワ改善効果など、容易に特定の効果が得られるかのような表示がありますが、合理的な根拠なく表示されていることがあります。

表示内容をうのみにせず、よく確認した上で、商品やサービスを選択しましょう。

- 「B. B. Bを使った人の声」として掲載されていた3名分の画像は、この商品を取扱った人物の画像ではなく、写真素材販売サイトから購入したものでした。(別表1)
- 「ほらコレ見てごらん 実際に使った人たちみんな シワもたるみも消えてるでしょ!？」として掲載されていた比較写真は、販売者(広告主)から広告代理店に提供したのではなく、他社の他商品の広告においても掲載されていました。(別表6)

## — 事業者の皆様へ —

- 広告代理店やアフィリエイトエーターに広告作成等を行わせ、広告主が広告の内容を把握していない場合であっても、景品表示法上の責任を負い、措置命令等の対象となるのは、基本的に広告主である販売者です。
- アフィリエイト広告等に限らず、広告主は、不当表示の未然防止等のため、広告の出稿前後の表示内容の確認、表示内容の根拠となる資料の保管など、必要な管理上の措置を講じてください。

## 【ツインガーデン株式会社の主な表示例（抜粋）】

### B.B.Bを使った人の声

B.B.Bを実際に使った人が書いた口コミを調べました。  
@コスメや各種SNSから引用しています。



B.B.Bすごいですね！  
今まで何回もリバウンドを繰り返していましたが、今回は大丈夫そうです！  
しっかり運動しながらB.B.Bを飲んだし、代謝能力も高められたのでしようね。  
体型維持のためにこれからもB.B.Bを飲み続けようと思います  
■■■■さん(30代) / ★★★★★

※個人の感想であり効果・効能を示すものではありません。



ジムに通うならプロテインを飲んだ方が良いかな？と思って調べていたときに見つけたのがB.B.B。  
脂肪の燃焼を促す成分が豊富に含まれているから、効率アップにピッタリだと思って飲み始めました。  
スルスルと体重が落ちて、無理なく体重を落とせたので満足です。  
■■■■さん(30代) / ★★★★★

※個人の感想であり効果・効能を示すものではありません。

### B.B.Bはどんな人にオススメ？



B.B.Bは太りにくく痩せやすい体質を目指したい人にオススメです。

B.B.Bには筋肉の成長を促したり、分解を抑える働きを持ったHMBが配合されています。

筋肉を増やしながらダイエット...一見真逆のことをしているように思えますよね。

でも筋肉を増やすと代謝能力が高くなるため、太りにくく痩せやすい体質を目指すんですよ。

筋肉を増やすと言っても、体重に影響するほどの筋肉をつけるのは難しいので、あまり気にする必要はありません。

またダイエット中は食事制限によって、空腹を感じるが多くなります。空腹のときは筋肉が分解されやすくなりますので、B.B.Bを飲んで筋肉の分解を抑制しましょう。

筋肉が減ると、太りやすく痩せにくくなっていきます。いくら体重が落とせても...リバウンドしやすくなったら意味がないですよね。

運動をしないにしても、B.B.Bはシェイプアップに効果を発揮します。

そんな 頑張っているのに...どうして...  
**ダイエッターの不安**

- どうしても**ガマン**できない...
- 栄養が足りてないと、**やつれた印象**に...
- 置き換えは**美味しくない**とイヤ...
- 継続**できない...
- リバウンド**が心配...

↓

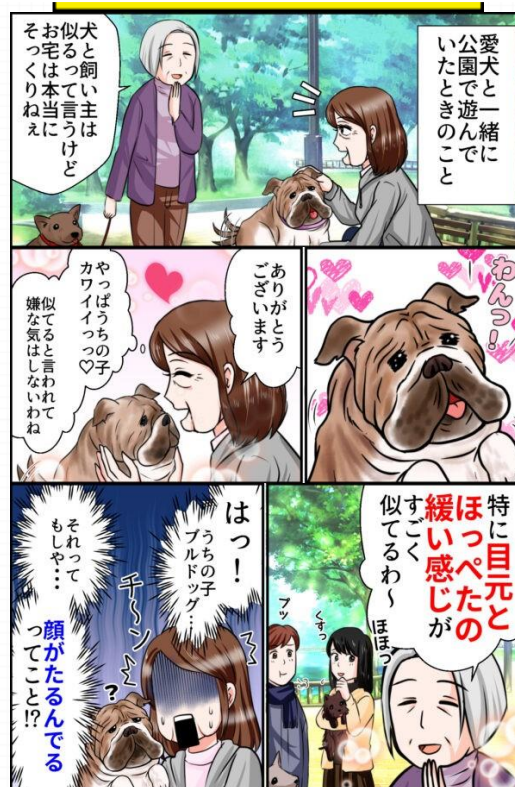
多くの**お悩み**に  
お応えして

↓

B.B.B  
成功者が止まらない  
**5**つの秘密



【株式会社エムアンドエムの主な表示例（抜粋）】



フォローする

目のシワもほうれい線も塗って数秒でピンと伸びました。従来のクリームのように時間をかけて消すんじゃなくて、即効性があるのが嬉しいです✨  
もちろん定着するにはそれなりに時間がかかるけど、それでもここまで期待できるものはなかなかないと思う💪

185件のリツイート 206件のいいね



顔がブルドッグのようにだるだるにたるんで目元からも「愛嬌のあるプサイク」と言われた私(45歳)に、

まさかこんな幸せが訪れるなんて！

でもしあの時、

アンリンクルを買ってなかったら・・・



(こんなに老け顔だったとは..自分の顔を思い出すだけでゾッとします)

今は自宅で簡単にシワもたるみも消せる時代!

顔のシワ・たるみで悩んでいる方は、

特別キャンペーン開催中の今のうちに公式サイトを手チェックしてみてください!



フォローする

半分諦めていたんですが、50歳になって目のシワとお別れできるなんて驚きでした。  
何が凄かってこれ使って数秒の変化なんですよ。友人にもおすすめしちゃいました😊

185件のリツイート 206件のいいね

## 【参考】 景品表示法抜粋

(不当な表示の禁止)

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 (省略)

(措置命令)

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(権限の委任等)

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 (省略)

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。